

第7章 道路植栽

第1節 適用

1. 本章は、舗装（道路植栽工）、道路修繕及び道路維持における各工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第3章植栽の当該項目の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。

ただし、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。

なお、各基準類に改訂等がある場合は、最も新しいものによること。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書
日本緑化センター	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説
日本道路協会	道路土工要綱
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説

第3節 舗装：道路植栽工（道路植栽工）

公-1-7-3-1 一般事項

本節は、道路付属施設工として道路植栽工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-7-3-2 材料

本節で使用する材料は、各項に記載のない場合、第3章植栽の規定によるものとする。

公-1-7-3-3 植樹帯盛土

植樹帯盛土は、**設計図書**によるものとする。

公-1-7-3-4 植樹

1. 受注者は街路樹の植栽にあたっては、下記の事項に基づき施工しなければならない。
 - (1) 植栽は原則として第3章植栽の規定と併せて、次の(2)、(3)に基づき施工しなければならない。
 - (2) 植穴は植栽当日に施工することを原則とするが、やむを得ず植え付けが後日になる場合は、最小限の範囲として監督職員の**承諾**を得るとともに、昼夜間を含む安全対策を施し、

できるだけ速やかに植栽を終えなければならない。

(3) 街路樹植付けの仕上げ高さは監督職員の指示によるものとし、原則として水鉢は設けないものとする。

公-1-7-3-5 地被類植付

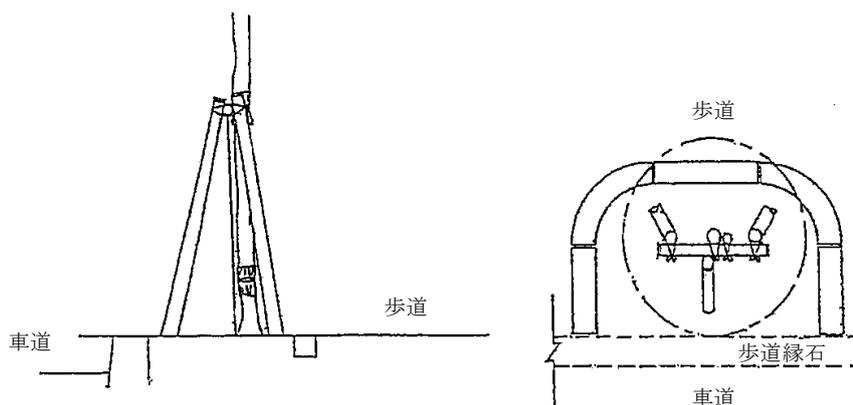
受注者は張芝並びに地被類植付けについては、公-1-3-3-6 地被類植栽工の規定によらなければならない。

公-1-7-3-6 支柱設置

1. 受注者は、支柱設置については、公-1-3-3-3 高木植栽工第10項の規定によらなければならない。

なお、支柱の設置方向は監督職員と協議することとし、番線の結束場所は歩行者の通行側の反対側としなければならない。

2. 街路植栽工事における、二、三本鳥居型支柱（A）・（B）の設置について 図1-7-1のとおりとする。



注) 1. 二、三本鳥居型支柱（B）は、添木共とする。

2. 丸太を番線で結束する際は、表面の引っ掛かりがないように端部を叩き込むこと。

図1-7-1 二、三本鳥居型支柱（A）・（B）設置図

公-1-7-3-7 樹名板工

1. 受注者は、樹名板取付けについては、原則として公-1-3-3-11 樹名板工の規定によらなければならない。

2. 樹名板の取付け枚数は設計図書によることとし、設置場所及び表示面の方向は監督職員の承諾を得なければならない。

なお、樹名板の設置は概ね表1-7-1を標準とする。

表 1-7-1 樹木名札の設置基準（参考）

区分	設置基準
高木	1 樹種 5 本ごとに 1 枚ずつ
低木	1 樹種 50m ごとに左右両側各 1 枚ずつ
地被	連続植樹帯は 1 樹種 50m ごとに左右両側各 1 枚ずつ 単独柵は同樹種について 5ヶ所に 1 枚（5ヶ所未満は 1 枚）とする

公-1-7-3-8 マルチング材敷均し

1. 受注者は、樹木植付け後、マルチング材を厚さ 5 cm に均一に敷均さなければならない。
2. 受注者は、街路樹のマルチングには難燃性加工を施したマルチ材（バーク又はチップ）を使用することとし、予め監督職員の承諾を得なければならない。
3. マルチングの数量は、公-1-3-3-10 樹木養生工の表 1-3-5 に加え、単独柵については、表 1-7-2 に基づき施工しなければならない。

表 1-7-2 マルチング数量表 高木（街路単独柵用） 1 本当り

形 式	B-1	B-2	B-3
φ	45.0	75.0	90.0
備考(単独柵タイプ)	I 型	II 型	III 型

4. マルチングを行う場合の客土仕上げ高は、原則として植樹柵縁石天端より 5 cm 下がりまでとする。

公-1-7-3-9 作業残土処理工

受注者は作業残土の処理については、公-1-1-3-3 公園土工第 2 項(6) 残土処理工の規定によらなければならない。

第 4 節 道路修繕：道路附属施設工（道路植栽工）

本節における工種の施工は、第 3 節 舗装：道路植栽工（道路植栽工）の規定によるものとする。

第5節 道路維持：植栽維持工（樹木・芝生管理工）

公-1-7-5-1 一般事項

1. 本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工に関する工種について定めるものとする。
2. 各作業にて収集した落葉及び草等は、現場内に放置することなく、監督職員の指示する場所に速やかに運搬するものとする。
3. 運搬に際しては、荷台の確認できる写真を撮影した後、車両の積載部分を必ずシートで覆い、積荷が飛散しないように運搬するものとする。

公-1-7-5-2 材料

本節で使用する材料は、第3章植栽の規定によるものとする。

公-1-7-5-3 樹木剪定

受注者は、樹木剪定については、第3章植栽第5節樹木整枝工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-4 寄植剪定

受注者は、寄植剪定については、第3章植栽第5節樹木整枝工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-5 地被刈込（芝刈）

受注者は、地被刈込（芝刈）については、第3章植栽第5節樹木整枝工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-6 除草

1. 受注者は、抜根除草の作業にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 抜根除草は、植込地、植樹内の雑草類を、根（根株）を残さないように抜き取るものである。
 - (2) 作業中は、樹木類（地被等を含む）を傷めないように十分注意しながら行い、その抜き跡は凹凸のないように付近の土で埋戻しを行わなければならない。
 - (3) 抜き取った雑草類は、袋詰めにし、監督職員の指示する場所に搬入しなければならない。
 - (4) 運搬に際しては、積荷の確認できる写真を撮影した後、車両の積載部部分を必ずシートで覆い、荷物が飛散しないように運搬すること。
2. 受注者は、草刈りの作業にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 草刈りは、植込地、植樹等に繁茂している雑草類を、かま、その他の用具を用いて、地際より丁寧に刈り取るものである。
 - (2) 作業にあたっては、樹木類に傷をつけないよう十分に注意するとともに、人・動物、車両等に損傷を与えないよう作業場所周辺の安全確保及び危険防止の対策を講じなければ

ならない。

特に、動力草刈機を用いる時は、周囲の安全を**確認**するとともに、刈りくず、異物等が周辺に飛散しないよう十分注意しなければならない。

(3) 刈り取った雑草類の処分は、袋詰めにし、監督職員の**指示**する場所に搬入することとする。

(4) 受注者は、道路除草の施工については、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。

(5) 運搬に際しては、積荷の確認できる差伸を撮影した後、車両の積載部部分を必ずシートで覆い、荷物が飛散しないように運搬すること。

公-1-7-5-7 補植

1. 受注者は、街路樹の補植にあたっては、以下の事項に基づき施工しなければならない。

(1) 補植は原則として公-1-7-3-4 植樹の規定によるとともに、併せて次の(2)に基づき施工しなければならない。

(2) 補植にあたって既存植樹柵の土の高さを調査し状況に応じて植栽後、土面の仕上がり高さが植樹柵縁石天端より5cm下りになるよう、植樹柵内の土砂をすき取らなければならない。

ただし、すき取りはできる限り植栽の直前となるよう努め、植栽までの間は昼夜間を含む安全対策を施し、速やかに植栽を終えなければならない。

公-1-7-5-8 支柱

1. 支柱の設置にあたっては、公-1-7-3-6 支柱設置の規定によるものとする。

2. 受注者は、既存樹木における支柱の撤去にあたっては、次の事項によらなければならない。

(1) 支柱を撤去する場所、時期及び交換の有無は、監督職員の**指示**による。なお、交換の**指示**を受けた場合の支柱設置については、公-1-7-3-6 支柱設置の規定による。

(2) 撤去した支柱等は、公-1-1-8-8 運搬処理工の規定に基づき適正に処分しなければならない。

公-1-7-5-9 施肥

受注者は、施肥については公-1-3-6-5 施肥工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-10 灌水

受注者は、灌水については、公-1-3-6-4 灌土工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-11 防除

受注者は、害虫防除については、公-1-3-6-6 防除工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-12 移植

受注者は、移植については、第3章植栽第4節移植工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-13 樹勢調査、巡視点検

受注者は、樹勢調査並びに巡視点検については、公-1-3-6-2 樹木調査工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-14 樹勢回復

受注者は、樹勢回復並びに樹木修復については、公-1-3-5-6 樹勢回復工の規定によらなければならない。

公-1-7-5-15 樹木撤去（高木伐採、中低木伐採、枯損木処理）

1. 受注者は、樹木撤去にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 作業にあたっては、事前に実施個所の埋設関係を十分調査・確認のうえで作業を行うものとする。埋設関係が支障となる場合は、監督職員に報告の上、監督職員の指示に従い作業をおこなうこと。

(2) 樹木掘り上げに際しては、根を残さないように特に注意して施工しなければならない。

また、街路樹の場合は植樹縁石、歩道縁石、舗装等を損傷しないように注意すること。万一損傷を与える可能性がある場合は、事前に監督職員と協議すること。

(3) 掘り上げ完了後、掘り穴は直ちに危険防止のため、**設計図書**の記載に基づき現場発生土及び山土にて埋め戻さなければならない。**設計図書**に記載のない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。なお、埋戻し後の地盤高さ及び締固めの方法については、監督職員の**指示**によるものとする。

(4) 撤去樹木及び支柱は、公-1-3-5-7 剪定枝・刈込枝等の処分並びに公-1-7-5-8 支柱の規定により、速やかに運搬処分しなければならない。

なお、生木を現場で切断しなければならない場合は、その方法について監督職員の**指示**により施工しなければならない。

公-1-7-5-16 障害樹処理

1. 受注者は、障害樹処理については、公-1-3-7-2 障害樹処理工の規定によらなければならない。

2. 受注者は、根上りにおける根切り作業にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 作業は、本市所管の街路樹の根により、歩道上の舗装面の隆起や亀裂等が発生し、通行の支障となっている場所を、舗装撤去→根切り→仮復旧という手順で作業を行い、歩道面の安全確保をはかるものである。

(2) 作業にあたっては、監督職員の**指示**に従い実施箇所、実施範囲、実施内容を十分**確認**の

うえ作業を行うものとし、作業に必要な材料、道具等は事前に準備しておかなければならない。

なお、常温アスファルト合材を用いた仮復旧を行う場合、埋戻し土を十分に締め固めた後、常温アスファルト合材を敷均し後、タンパ（60～100kg）により転圧を行うものとする。

- (3) 道路管理者との共同作業にあつては、監督職員の**指示**に従い、連携を取りながら実施すること。

公－１－７－５－１７ 落葉除去

1. 受注者は落葉除去の作業にあつては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 落葉除去は、本市所管内の街路等を対象とし、枝葉の除去等、落葉に関する諸作業を行うもので、施工にあたり作業方法等について監督職員の**指示**に基づき、速やかに着手し、効率的な作業を行わなければならない。
 - (2) 作業は、緊急を要する場合があるので、本市の要請に対して速やかに対処できるよう常に作業体制を整えておかなければならない。また、施工にあたり監督職員と十分協議のうえ作業に着手すること。
 - (3) 作業に伴い発生した枝葉等は、本市指定地へ速やかに運搬処分することを原則とする。
 - (4) 作業終了後には、当日の作業内容、作業時間等を監督職員に**報告**し、**確認**を受けなければならない。

公－１－７－５－１８ 土砂すきとり

1. 受注者は、植樹内土砂すき取りの作業にあつては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 土砂すき取りは、植樹内に堆積した土砂をすき取り、処分するもので、作業の時期及び場所は監督職員の**指示**によるものとする。
 - (2) 土砂すき取りは、樹根及び植樹を損傷しないように注意し、植栽樹からこぼれ出た土は清掃しなければならない。
 - (3) 土砂すき取りの仕上げ面は、原則として天端より5 cm下がりを目安とする。
 - (4) 作業にあつては、人・動物、車両等に損傷を与えぬよう安全確保に注意して行わなければならない。
 - (5) 土砂の処分は、監督職員の**指示**によるものとする。

公－１－７－５－１９ 残土処理

受注者は作業残土の処理については、公－１－１－３－３公園土工第2項(6)残土処理工の規定によらなければならない。

公－１－７－５－２０ 植樹帯清掃

1. 受注者は、清掃の作業にあつては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 清掃は、植込地、植樹部分に堆積または投棄された塵埃、瓦礫類を除去収集するもので

ある。

(2) 作業中は、樹木類（地被等を含む）を傷つけないよう十分に注意するとともに、安全確保及び危険防止の対策を講じなければならない。

(3) 収集された塵埃、瓦礫類の処分は、監督職員の**指示**によるものとする。

公-1-7-5-21 発生木材処分

受注者は、発生木材処分については、公-1-3-5-7 剪定枝・刈込枝等の処分並びに公-1-7-5-8 支柱の規定によらなければならない。

公-1-7-5-22 舗装復旧

1. 受注者は作業にあたっては、監督職員の**指示**に従い実施箇所、実施範囲、実施内容を十分**確認**のうえ作業を行わなければならない。
2. 受注者は、作業に必要な材料、道具等は事前に準備しておかななければならない。
3. 受注者は、仮復旧については、埋戻し土を十分に締め固めた後、常温アスファルト合材を敷均し後、タンパ（60～100kg）により転圧を行わなければならない。